

# 東京圏から佐渡市へ移住された方へ【R6 年度版】

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から佐渡市へ移住し、要件を満たすと

## 移住支援金を交付します。

世帯 **100** 万円、単身 **60** 万円

※起業の場合最大 **300** 万円+α

(起業支援金 200 万円、移住支援金 100 万円)

18 歳未満のお子様を帯同して移住すると、お子様一人につき **100** 万円が加算されます！(R5. 4. 1~転入の場合)



### 移住支援金の対象

①~④いずれも該当する方が対象となります。

#### ① 移住元に関する要件 (次のすべてに該当すること)

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏<sup>※1</sup>(条件不利地域<sup>※2</sup>を除く)に在住し、東京23区内に通勤<sup>※3</sup>していた方。
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏<sup>※1</sup>(条件不利地域<sup>※2</sup>を除く)に在住し、東京23区内に通勤<sup>※3</sup>していた方。

(東京圏<sup>※1</sup>のうち条件不利地域<sup>※2</sup>以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も対象期間とすることができます。)

- ※1 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- ※2 条件不利地域 HPでご案内しております。
- ※3 通勤 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。



#### ② 移住先に関する要件 (次のすべてに該当すること)

- ・移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内であること
- ・申請日から5年以上、佐渡市へ居住する意思があること

#### ③ 仕事に関する要件 (次のいずれかに該当すること)

- ・【就業】【専門人材】【起業】【テレワーク】【関係人口】のいずれかの要件を満たすこと
- 【就業】新潟県が運営するマッチングサイト「新潟県企業情報ナビ」に移住支援金の対象として求人掲載している法人に新規就業した方
- 【起業】過去1年以内に「新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領」における起業支援金の交付決定を受けている方
- 【専門人材】プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方
- 【テレワーク】自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う方
- 【関係人口】申請時に若者世帯(原則40歳未満)であって佐渡市空き家情報システムに掲載されている物件を購入した方。



#### ④ その他の要件 (次のすべてに該当する方)

- ・暴力団などの反社会的勢力と関係がないこと
- ・日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者または特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

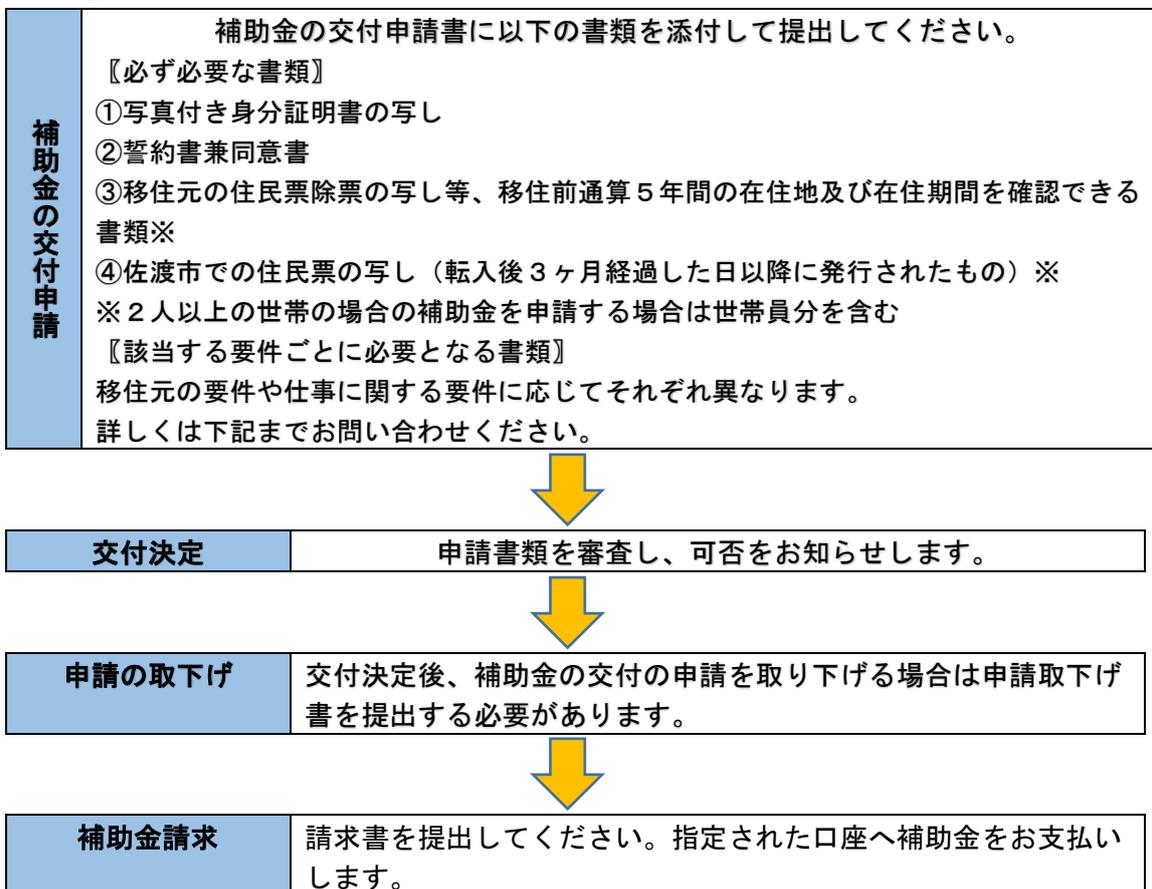
▶ **申込期間**（令和5年度は令和6年2月29日まで）

【就業】【専門人材】の場合：就業先に継続して3ヶ月以上在職し、かつ佐渡市への転入後3ヶ月以上1年以内

【起業】の場合：起業支援金の交付決定日から1年以内、かつ佐渡市に転入してから3か月以上1年以内

【テレワーク】【関係人口】の場合：佐渡市に転入してから3か月以上1年以内

■ **手続きの流れ**



■ **留意事項**

次のいずれかに該当するときは、佐渡市移住・就業支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還していただく場合があります。

【全額返還】

- (1) 補助金の申請日から3年未満に市外に転出した場合。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に補助金の条件を満たす職を辞した場合。
- (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合。
- (4) 虚偽の申請等を行っていた場合。

【半額返還】

- (1) 補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合。

▶ **移住支援金の詳細はHPでご案内しております。**

移住支援金に関するお問合せ先 ▶ **佐渡市 地域振興部 移住交流推進課 移住交流推進係**

電話 0259-67-7153

MAIL: r-iju@city.sado.niigata.jp



# 移住支援金受給フローチャート

